



速度取締り指針

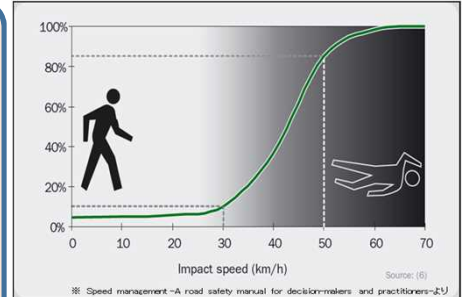
令和6年4月
前橋警察署

前橋警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道17号	7:00~9:00 17:00~20:00	路線全域	50~60km/h
(主)前橋赤城線	7:00~14:00	路線全域	40~50km/h

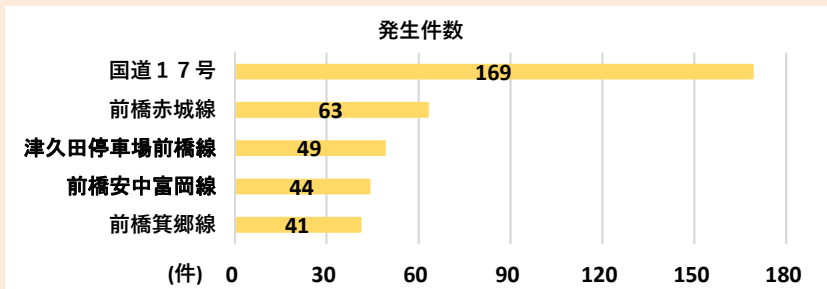
上記路線、時間帯のほか、交通事故発生状況を考慮し効果的な路線、時間帯を中心に指導取締りを実施します。

※ 重点路線・時間帯については、事故発生状況等により変更することがあります。



衝突時の速度が30km/hを超えると歩行者が死亡する率が急激に上昇します。

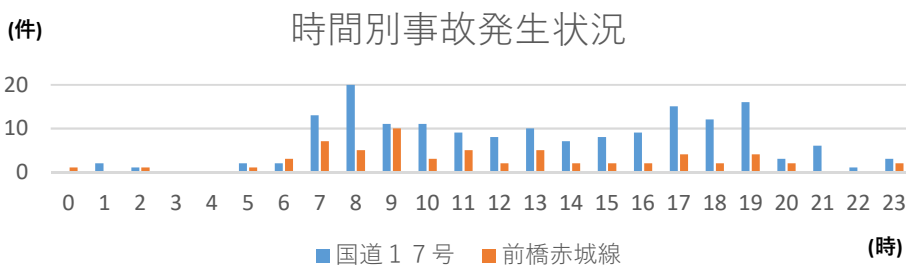
事故発生件数上位路線の状況(令和5年)



令和5年中の人身事故発生件数の上位路線は、国道17号、(主)前橋赤城線、(県)津久田停車場前橋線となっています。

交通事故抑止対策として、発生件数上位路線である、国道17号及び(主)前橋赤城線の2路線を速度取締り重点路線とします。

時間別事故発生状況



人身事故多発時間帯について、国道17号は

午前7時から午前9時までの間
午後5時から午後8時までの間

前橋赤城線は
午前7時から午後2時までの間

となっています。

事故抑止対策として、上記時間帯を速度取締りの重点時間帯とします。

重点路線に対する主な交通指導取締り方法

- 速度超過に起因する交通事故の防止や被害軽減を図るため、速度違反取締りを実施します。
- 交通事故多発時間帯には、速度違反取締りのほか、各種交通指導取締り及び白バイ、パトカーによるレッドランプ警戒を実施します。

その他の交通指導取締り

昨年中は、繁華街を中心とした飲酒運転取締りや出会い頭事故の原因となる一時不停止、信号無視等の交通指導取締り、住民からの取締り要望の多い路線(抜け道等)において速度取締りを実施しました。

引き続き悪質性・危険性の高い交通違反等に対する取締りを実施します。

人身事故発生状況			
	令和4年	令和5年	増減数
人身事故	1047	1217	+170
負傷者	1249	1462	+213